審議資料　2

諮問に対する答申内容について

1　諮問内容

（１）水道料金の改定について

（２）今後の事業運営の方向性について

2　審議経過

（１）第２回経営審議会（令和６年７月２２日）

　ア　大町市水道事業の収支及び経営状況について

　イ　今後の事業計画及び収支計画の見通しについて

　ウ　料金算定期間における料金水準について

【内容】

　第２回審議会では、本審議会に対し諮問されている二つの事項のうち、「水道料金の改定について」を主題とし、当市水道事業の決算の状況や今後の事業計画を踏まえた料金算定期間（令和６～８年度）における料金水準についてご審議いただきました。

　令和４年度決算においては１億５００万円余の純利益を計上できていることに加え、経常収支比率をはじめとした各種指標も良好な成績を収めています。

　また、今後の事業計画を踏まえた収支予測については、給水人口の減少に伴い料金収入は減少していくものの、当面の間は良好な経営を維持できるものと考えられますが、一方で、令和１０年度には料金回収率が基準となる１００％を下回ることが予想されることから、今後の事業運営については、料金水準の見直しを検討するとともに、引き続き経費削減等の企業努力が必要となります。

　なお、本審議会における料金算定期間である令和６年度から令和８年度の料金水準については、総括原価方式に基づく算定を行い、期間内は現状の水準で事業の持続が可能であることが確認されました。

（２）第３回経営審議会（令和６年９月１０日）

ア　今後の事業運営の方向性について

【内容】

第３回審議会では、２点目の審議事項である「今後の事業運営の方向性について」検討を行いました。

水道事業の全国的な課題となっている水需要の減少や施設の老朽化、人材不足などの技術的困難に対応するため、国では、主な政策目的を「運営基盤の強化」に据えて広域化の概念を拡大し、市町村の区域を超えた広域連携や、同一行政区域内における水道事業と簡易水道事業の統合について推進をしています。

当市水道事業は、これらの全国的な課題に加えて、「同一行政区域内における料金水準の格差」といった３市村合併時からの課題を抱えていることから、今後、国の政策に基づき、市が運営する公営水道として事業の方向性を検討するにあたっては、「上水道事業・公営簡易水道事業の経営の一体化、管理の一体化等、事業統合も含めた運営基盤の強化」及び「水道法に基づく同一行政区域内における料金格差の解消」について具体的な検討を進めていく必要があると考えられます。

３　答申内容について

（１）水道料金の改定について

水道料金の改定については、総括原価方式に基づく水道料金水準を算定した結果、料金算定期間内については適正な水準を維持できており、また、公営簡易水道事業を含めた今後の事業運営の方向性について検討していく必要があることから、**令和８年度までの間は現状の料金水準を維持すること**が望ましいと考えます。

（２）今後の事業運営の方向性について

市が運営する公営水道として、水道事業を取り巻く全国的な課題や、当市が独自に抱える課題に対応するため、国の施策に沿って運営基盤の強化を図っていくとともに、料金水準の地域（料金）格差の解消を進めていく必要があります。

今後の事業運営の方向性を検討していくスケジュールについては、公営簡易水道事業の企業会計移行後の決算数値を踏まえた経営分析を加えたうえで、あらためて**令和７年度以降に両事業の経営審議会を開催し、課題解決に向けた具体的な方向性を検討する**ことが望ましいと考えます。